一五三　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　一　四
一五四　原戸籍の一部が滅失した件　一　四
一五五　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件　二　四
一五六―一五八　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件　二　四
一五九　除籍の一部が滅失した件　二　五
一六〇　日本国に帰化を許可する件　二　五
一六一　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二　六
一六二　日本国に帰化を許可する件　二　六
一六三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号ト





の規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一　六
一六四―一七〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一　六
一七一　日本国に帰化を許可する件　二　七
一七二　除籍が滅失した件　二　七
一七三　〃　戸籍、除籍及び原戸籍が滅失した件　二　八
一七四　除籍の一部が滅失した件　二　八
一七五　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　三　一
一七六―一七八　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件　三　一
一七九　日本国に帰化を許可する件　三　一
一八〇　公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件の一部を改正する件　三　二
一八一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件　三　二
一八二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　三　一三
一八三　除籍が滅失した件　三　一四
一八四　日本国に帰化を許可する件　三　一五
一八五―一八七　除籍の一部が滅失した件　三　一五
一八八　原戸籍の一部が滅失した件　三　一八
一八九　除籍の一部が滅失した件　三　一八
一九〇―一九二　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　三　一八
一九四　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　三　二〇
一九五　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　三　二〇
一九六　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　三　二〇
一九七―一九八　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　三　二一
一九九　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　三　二一
二〇〇―二〇一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　三　二一
二〇二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　三　二一
二〇三　福島富岡簡易裁判所の事務移転に関する告示　三　二一
二〇四―二〇五　除籍が滅失した件　三　二二
二〇六―二〇七　不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件　三　二二
二〇八―二〇九　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　四　二二
二一〇　除籍の一部が滅失した件　四　二五
二一一　日本国に帰化を許可する件　四　二五
二一二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　四　二五
二一三―二一四　原戸籍が滅失した件　四　二七
二一五―二一六　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　四　二八
二一七　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　四　二八